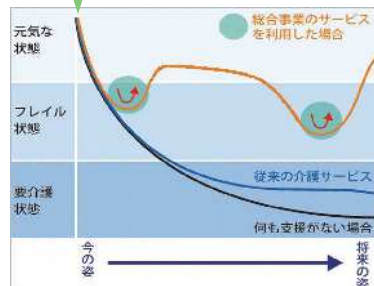


介護予防・生活支援サービス事業

要支援1・2や事業対象者の方を対象にしたサービスです。要介護状態になることを予防するためにサービスを利用することで、状態が回復し健康を維持できます。自立した生活が送れるよう、皆さまを支えていきます。

総合事業のテーマは「ちょっと前の自分を取り戻す」です。



サービスを上手に利用しよう

- 1 住み慣れた自宅で過ごすために、目標や期間を決めて必要なサポートを受けましょう。
- 2 サービスを使う中で学んだことを日常生活に取り入れながら、自分でできることを増やせるよう意識してみましょう。

訪問型サービス

訪問してもらい利用するサービス

介護予防訪問事業

自宅に訪問し、入浴や排せつなどの身体介護や生活援助を行います。

利用料のめやす※ (1回あたり)	328円
訪問員	専門的な有資格者
対象者	要支援1・2



ヘルパーから不安な部分の介助を受けることで、安心して生活できるようになった!

としま介護予防訪問サービス

自宅に訪問し、見守り程度の簡易な身体介護や生活援助を行います。

利用料のめやす※ (1回あたり)	300円
訪問員	専門的な有資格者
対象者	要支援1・2

ヘルパーと一緒に掃除をすることで、体に負担のかからない動作が分かり、自分で掃除ができるようになった!



※利用料は、利用者負担額が1割の方のサービスにかかる基本的な金額です。利用者負担額が2・3割の方は利用料が異なります。また、利用料は利用内容や回数などによって増減することがあります。

としまいいきき訪問サービス

自宅に訪問し、掃除・洗濯・買い物・調理・薬の受け取りなどの生活援助を行います。

利用料のめやす※ (1回あたり)	300円
訪問員	専門的な有資格者または区実施の研修修了者
対象者	要支援1・2

生活支援お助け隊

自宅に訪問し、掃除・洗濯・買い物などの家事援助を行います。

利用料	30分300円/回 60分600円/回
訪問員	区実施の研修修了者
対象者	要支援1・2・事業対象者

短期集中訪問型サービス

3～6か月間、専門職が自宅に訪問し、短期的に集中して生活機能改善のための助言・相談を行います。

リハビリテーション	リハビリ専門職が環境整備・福祉用具選定の助言・ホームプログラム提供などを行います。
低栄養改善	管理栄養士が栄養・調理指導、メニュー提供、栄養補助食品利用の助言などを行います。
口腔ケア	歯科衛生士が口腔機能訓練・摂食・嚥下機能訓練・口腔清掃指導などを行います。

利用料	無料
訪問員	リハビリ専門職など専門的な有資格者
対象者	要支援1・2・事業対象者



体重が減ってしまったが、何を食べていいかわからない...

生活の中の課題を一緒に考え、具体的な解決策を提案します。



重い物が持てない等生活の困り事がある...

ヘルパーまたは区が実施する研修の修了者が掃除や洗濯、買い物などを行います。

区が実施する研修の修了者が、生活のちょっとしたお困りごとをお助けします。